

虐待防止委員会

ハッピートライアングル 虐待防止委員会規程

(委員会の目的)

第1条 虐待防止委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることをないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。

(委員会委員の選出)

第2条 委員は以下のとおりとする。

1. 委員長は、課長とする。
2. 委員には、取締役を加える。
3. 委員には、各事業所の管理者を加える。

委員会委員

委員長：中村 祐貴（通所部課長）

委員：山本 健太（ヘルスケアソリューション事業本部 本部長）

井上 裕平（管理者兼児童発達支援管理責任者）

菊池 美香（管理者兼児童発達支援管理責任者）

松永 彩（管理者）

永木 亮助（管理者兼児童発達支援管理責任者）

高山 和穂（主任）

大浦 悠希（係長）

小村 寛都（主任・苦情受付担当）

(委員会の開催)

第3条 委員会の開催を次のとおりとする。

1. 委員会は、年2回以上開催する。
2. 会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。

(委員会の実施)

第4条 委員会は次のとおり実施する。

1. 職員倫理綱領及び行動指針を職員に周知する。
2. 虐待防止に係る研修会を年2回以上行う。
3. 虐待が起こりやすい職場環境の確認及び改善を行う。
4. ストレス要因の高い業務の確認及び見直しを行う。
5. マニュアル、チェックリストの作成及び見直しとその実施を行う。
6. 情報共有の整備を行う。
7. 虐待及びその疑いのある事案の検証及び再発防止を検討する。

(委員会の責務)

第5条 委員会及び委員は次の責務を負う。

1. 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。
2. 委員は、日頃より関係法令の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティー）の向上にも努めるものとする。
3. 委員会の委員長及び委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求め、指導する。
4. 委員会は、その他の各委員会とも連携を取り、利用者の虐待のおそれのある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。
5. 委員会は身体拘束等の適正化についても検討する。

附則

令和4年3月1日 施行

令和4年11月1日 改訂

令和5年1月1日 改訂

令和5年11月1日 改訂

倫理綱領

ハッピートライアングル

前文

身体・知的・精神・発達障害のある人たちが、人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるように支援することが、私たちの責務です。そのため、私たちは支援者のひとりとして、確固たる倫理観をもってその専門的役割を自覚し、自らの使命を果たさなければなりません。

ここに倫理綱領を定め、私たちの規範とします。

1. 生命の尊厳

私たちは、障害のある人たちの一人ひとりを、かけがえのない存在として大切にします。

2. 個人の尊厳

私たちは、障害のある人たちの、ひとりの人間としての個性、主体性、可能性を尊びます。

3. 人権の擁護

私たちは、障害のある人たちに対する、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します。

4. 社会への参加

私たちは、障害のある人たちが、年齢、障害の状態などにかかわらず、社会を構成する一員としての市民生活を送れるよう支援します。

5. 専門的な支援

私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、障害のある人たちの一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生を送れるよう支援し続けます。

職員の方々に

ハッピートライアングル

以下のような行為は、障害者への虐待です。

不適切な支援から、傷害罪などに当たる犯罪行為まで様々ですが、いずれも障害者の人権の重大な侵害であり、絶対に許されるものではありません。

○身体的虐待

- ・ 殴る、蹴る、たばこを押しつける。
- ・ 熱湯を飲ませる、食べられないものを食べさせる、食事を与えない。
- ・ 戸外に閉め出す、部屋に閉じこめる、縄などで縛る。

○性的虐待

- ・ キスする、裸にする、性交、性的暴力、性的行為の供用。
- ・ 性器や性交、性的雑誌やビデオを見るように強いる。
- ・ 裸の写真やビデオを撮る。
- ・ 猥褻な言葉を発する。

○心理的虐待

- ・ 「そんなことをすると外出させない」など言葉による脅迫。
- ・ 「何度言ったらわかるの」「バカ」「アホ」など心を傷つけることを繰り返す。
- ・ 子ども扱いするなど自尊心を傷つける。
- ・ 他の障害者と差別的な取り扱いをする。
- ・ 悪口を言う。
- ・ 仲間に入れない。

○放棄・放置

- ・ 自己決定といって、放置する。
- ・ 話しかけられても無視する。拒否的態度を示す。
- ・ 失禁をしていても衣服を取り替えない。
- ・ 食事や水分を十分に与えない。

○経済的虐待

- ・ 障害者の同意を得ない財産の不当な処分。

○その他

- ・ 職員のやるべき仕事を指導の一環として行わせる。
- ・ しつけや指導と称して行われる上記の行為も虐待です。

自分がされたら嫌なことを障害者にしていませんか。

常に相手の立場で、適切な支援を心がけましょう。

職員行動指針

ハッピートライアングルは、職員一人ひとりが組織の一員として、自らの行動に責任と自覚を確立するため、「ハッピートライアングル職員行動の指針」を定めます。

ハッピートライアングルのすべての職員は、この行動の指針の遵守に努めることとし、殊に管理・監督する立場にある者は、自らが模範となるよう率先して実行に努めます。

1. [社会的ルールの遵守（コンプライアンス）の徹底]

ハッピートライアングルは、関係法令、法人の定めた諸規定はもとより、法人の理念や社会的ルールの遵守を徹底します。

2. [環境保全・安全衛生の推進]

ハッピートライアングルは、利用者や地域の方と共に職場及び地域の環境保全と安全衛生に積極的に取り組みます。

3. [社会貢献の推進]

ハッピートライアングルは、地域や社会に根ざした法人であるために、社会貢献活動を行います。

4. [人権の尊重]

ハッピートライアングルは、差別のない公平な法人であるために、互いの個性や違いを積極的に認め合い一人ひとりが平等であるという考えの下に行動します。

5. [プライバシーの保護]

ハッピートライアングルは、プライバシーの保護に最大限の努力をします。

6. [個人情報の保護と管理]

ハッピートライアングルは、個人情報保護法等に基づき、個人情報の適正な取扱いを行います。

7. [公正・公平な取引の推進]

ハッピートライアングルは、公正且つ公平で健全な取引を行います。

8. [行政機関等との関係]

ハッピートライアングルは、行政機関と対等且つ健全な関係を保持します。

9. [説明責任（アカウンタビリティ）の徹底]

ハッピートライアングルは利用者やその家族・後見人等に提供するサービスや関連する情報について、適切に説明する努力や工夫を行います。また地域の理解と信頼を高めるために地域とのコミュニケーションを図ると共に、適切な情報開示、情報提供に努め、説明責任を果たします。

10. [危機管理（リスクマネジメント）の徹底]

ハッピートライアングルは、「リスクマネジメント指針」に基づき、常に安全性に配慮したサービスの提供と事故防止に努めます。

(参考資料)

虐待防止の取組が義務化されます。

◆虐待防止委員会の定期開催（年1回）及び記録をとって結果は従業員周知徹底

虐待防止委員会は以下の役割を果たす役割があります。

①虐待防止のための計画づくり

虐待防止の研修、労働環境・条件を確認改善するための実施計画づくり、指針の作成

②虐待防止のチェックとモニタリング

虐待が起こりやすい職場環境の確認等

③虐待発生後の検証と再発防止策の検討

虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行

◆定期的な研修の実施

法人や他事業所、協議会、基幹相談支援センターが企画するものでも可能

年1回実施し、記録を残す。指針を作成した場合にはそれに基づき取り組む。

◆虐待防止のための担当者の配置が義務付け

児童発達支援管理責任者等が担当

※虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者なども加えることが望ましいとされています。

※事業所単位でなく、法人単位での委員会の設置も可能。法人単位での委員会設置。

※身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営することも差し支えありません。

厚生労働省「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（令和2年10月）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000686499.pdf> を御参照ください。

虐待防止はトップの意識が重要

虐待通報されると、多くの加害者はそんなつもりはなかったと言います。虐待通報の調査では、加害者の認識は問いません。自ら訴えられない方もいますから被害を受けた方の認識も問いません。

ほんの一場面だけを見た人からが不快に、疑問に感じて通報されることもあります。どんなときでも誰がみても気持ちのいい支援をすることが重要です。

また、施設長の虐待に対する意識や姿勢が組織風土に反映します。

この組織おかしいと思っても、ものが言えない雰囲気、経験や職責のある人の指示には逆らえない、利用児の人権を尊重しない指導、このような職場では、力による支配の連鎖がおきやすく、虐待につながる可能性が否定できません。

◆障害児者に対する古い価値観や誤った知識で、相手を見下し尊厳を認めない

頭が悪いやつは体で覚えさせるのがいいなどと体罰を容認

⇒動物の調教のようなつもり叩いたり蹴ったりする

◆施設長が職員を力や立場で支配している、利用児に対して力で従わせる

特定の職員のとときは児童が言うことを聞くけど、私の時は聞かない。

⇒だめな職員と思われぬように強くありたいと力で指導する

組織風土だけでなく、職員に障害の特性や対応など、専門的な知識や技術が十分でないことは虐待や事故につながります。常に、支援を振り返ることや、外部の研修も活用して質の向上に努めてください。

身体的拘束等適正化のための指針

1.理念

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない療育の実施に努めます。

重要事項に定める内容

サービス提供にあたっては、サービス対象者又は他のサービス対象者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動制限その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

2.根拠となる法律

(1) 児童虐待防止法

(2) 障害者虐待防止法

児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）

個々の心身の状況を勘案し、障がい・特性を理解した上で身体拘束を行わない療育の提供をすることが原則である。

例外的に以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

①切迫性…利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

③一時性…身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上の3つの要件をすべて満たすことが必要です。

3.身体拘束等の適正化のための職員研修に関わる基本方針

療育に携わる全ての職員に対して、身体的拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

(1) 定期的な教育・研修（年回）の実施

(2) 新任者に対する身体的拘束廃止・改善のための研修の実施

(3) その他必要な教育・研修の実施

4.身体的拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

(1) 委員会の実施

緊急性や切迫性によりやむを得ない状況になった場合、委員会を開催し、1.切迫性 2.非代替性 3.一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認する。また、当該利用者の家族等と連絡をとり、身体的拘束実施以外の手立てを講じることができているかどうか協議する。上記三要件を満たし、身体拘束以外の対策が困難な場合は、拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、その上で身体拘束を行う判断をした場合は、「拘束の方法」「場所」「時間帯」「期間」等について検討

し確認する。また、早期の段階で拘束解除に向けた取り組みの検討会を随時行う。

(2) 利用者本人や家族等に対する説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。個別支援計画書に身体拘束を行う可能性を盛り込み、本人または保護者に同意を得る。行動制限の同意書の説明をし、同意を得る。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族等と締結した内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得た上で実施する。

(3) 記録

記録専用の様式を用いて、その態様及び時間、心身の状況・やむを得なかった理由などを記録し共有するとともに、身体的拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。また、実施した身体的拘束の事例や分析結果について、処遇職員に周知する。なお、身体的拘束検討・実施等に係る記録は5年間保存する。

(4) 拘束の解除

(3)の記録と再検討の結果、身体拘束の三要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除し、利用者・家族等に報告します。

5.身体的拘束等適正化に向けた体制

(1) 身体拘束廃止委員会の設置

当事業所では、身体的拘束等の廃止に向けて身体拘束廃止委員会を設置します。

①設置目的

- ・事業所内等での身体的拘束廃止に向けた現状把握及び改善の検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導

②身体拘束廃止委員会の構成員

- ・管理者
- ・リーダー職
- ・虐待防止委員会委員

③身体拘束廃止委員会の開催

6.指針の閲覧について

当事業所の身体的拘束等適正化のための指針は、求め応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるように、当事業所のホームページに公表します。

附則

この指針は、令和4年3月1日より施行する